平成２２年（フ）第１４８５号
京都市下京区諏訪町通万寿寺上る弁財天町335番地　ハイツ福井303号
債務者　松田　茂樹
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
京都市左京区岩倉花園町303番地の３
債務者　寺田　佳代
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
奈良県天理市川原城町637、外国人登録原票記載事項証明書上の住所奈良県天理市三島町360番地
債務者　本山富子こと　金　　富愛
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９８号
奈良市北之庄町66番地の１　サンパレス21奈良Ⅱ―401号
債務者　東　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４０９号
奈良市東包永町49番地
債務者　青木　章子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４５１号
奈良県大和郡山市九条町247番地１　プレステ壱番館104号
債務者　谷川　明王
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４５２号
奈良県天理市川原城町646番地
債務者　福嶋　　達
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
奈良県生駒市山崎町３番７―Ｂ407号
債務者　小畑　美幸（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４７４号
奈良県大和郡山市北郡山町129番地１　ラシーヌ小川102号
債務者　岩井美代子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
広島県竹原市東野町33番地４
債務者　北岡　　平
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６７号
広島県呉市阿賀北８丁目５番５号
債務者　藤尾　智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６９号
広島県呉市的場２丁目３番５号
債務者　神田　康晴
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３６３号
大分県別府市大字鶴見3949番地
債務者　兒玉清一郎
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０７号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内115番地７
債務者　武田　　祐
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
富山県滑川市常盤町575番地
債務者　野松　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９２号
兵庫県宝塚市湯本町３番８―803号、前住所兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目13番11号
債務者　逢澤　義博
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３９号
徳島市国府町府中614番地の11、旧住所徳島市国府町日開354番地の１
債務者　末岡　　緑
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
徳島地方裁判所民事部